

在宅療養連携会議設置要綱

(設置)

第1条 市民が地域において安心して医療・介護を受けることができるよう、現場における医療関係者、福祉関係者等の連携を深めることを目的に関係機関のネットワークを構築し、在宅療養にかかる課題解決策を話し合うため在宅療養連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連携会議の構成員は45人以内とする。

2 連携会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 医療・福祉関係者のうち市長が依頼した者

(2) 民生局福祉部地域福祉課長、同健康長寿課長及び同介護保険課長

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とし、増員した構成員の任期は、現任者の残任期間とする。

(座長)

第3条 連携会議に座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、座長が招集する。

2 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 連携会議に、個々の課題を話し合うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、民生局福祉部地域福祉課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、連携会議の同意を得て座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。